

# 科目7

## 精神保健医療福祉に関連する 制度とサービス

---

### 講義1

#### 関係機関との連携及び協働の必要性

# 科目7

## 精神保健医療福祉に関連する制度とサービス

---

### 到達目標

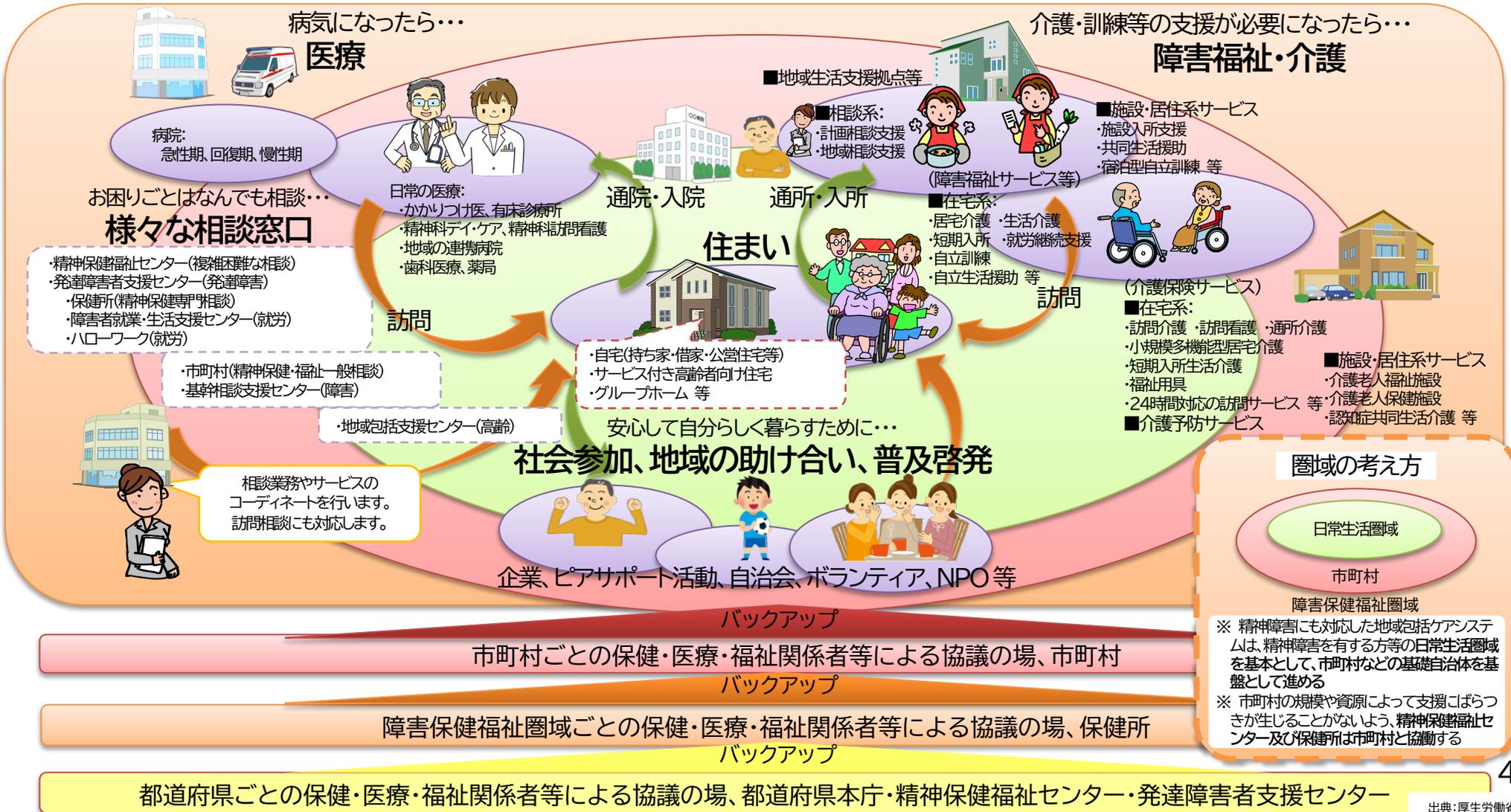
- 各制度の概要やサービスの機能及び活用方法を理解する
- さまざまな関係機関及び専門職の役割を理解する

# 1)精神保健医療福祉の範囲

---

# 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築(イメージ)

- 精神障害の有無や程度にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができるよう、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加(就労など)、地域の助け合い、普及啓発(教育など)が包括的に確保された精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指す必要があり、同システムは地域共生社会の実現に向かっていく上では欠かせないものである。
- このような精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築にあたっては、計画的に地域の基盤を整備するとともに、市町村や障害福祉・介護事業者が、精神障害の有無や程度によらず地域生活に関する相談に対応できるように、市町村ごとの保健・医療・福祉関係者等による協議の場を通じて、精神科医療機関、その他の医療機関、地域援助事業者、当事者・ピアサポーター、家族、居住支援関係者などとの重層的な連携による支援体制を構築していくことが必要。



## 「にも包括」に係る基本的な事項

「精神障害の有無や程度にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができるよう、重層的な連携による支援体制を構築」する。

支援体制は精神障害を有する方等一人ひとりの「本人の困りごと等」に寄り添い本人の意思が尊重されるよう情報提供やマネジメントを行い、適切な支援を可能とする体制。

# 「にも包括」を構成する要素



## 高齢・介護に関する相談支援

認知症対策  
高齢者虐待防止対策  
介護保険サービス提供 等

## 生活福祉に関する相談支援

生活保護  
生活困窮者自立支援  
ひきこもり 等

# 精神保健

## 障害のある方等の相談支援

相談支援事業  
障害者虐待防止対策  
障害者差別解消  
意思決定支援 等

## 妊娠出産・こども家庭に関する 相談支援

母子保健  
こども家庭支援  
成育 等

# 精神保健医療福祉領域での支援対象

地域社会とのつながりの中にあり、  
身体的にも、心理的にも、社会的にも  
より良い状態を保ち充実した  
暮らしを享受することができる者

長期にわたり日常生活  
または社会生活に相当な  
制限を受ける者

精神医療

障害者福祉

精神保健

精神疾患を有する者

日常生活を営む上での精神保健に関する課題を有する者

国民全般

## 2) 連携および協働とは

---

# 1-2)連携及び協働

## 1 行政における連携がなぜ必要か

地域における精神保健上の課題は母子保健・子育て支援、高齢・介護、認知症対策、配偶者等からの暴力(DV)、自殺対策、各種虐待、生活困窮者支援・生活保護等の各分野において、ライフステージを通じ、広く身近な課題として顕在化している状況。よって、保健福祉部局のみならず母子保健、高齢者福祉、生活困窮者支援等の部局との緊密な連携が求められている。

## 2 多職種多機関連携がなぜ必要か

- 幅広い年代、多様なニーズや生活課題が複合的に存在する
- 幅広い業務を少ないマンパワーで取組む

## 1-2)連携及び協働

### 3 連携で意識すること

- 相手を知ること、認めること  
(機関の機能と限界、専門性)
- 共有すべきは目的、目標
- 批判よりも労いの気持ち
- 身近な人や機関から始める
- 一緒に考え、悩み、汗をかく姿勢を見せる

# 1-2)連携及び協働

## 連携のポイント

### 庁 外

- 顔の見える関係性
- 誰にでも分かりやすい言葉
- 相手が知りたい情報、必要な情報を届ける
- 共通の「目標」を認識する
- 地域からの声には可能なかぎり反応(対処)
- 他分野、他職種との連携は大歓迎

### 庁 内

- 専門職以外にもわかりやすく必要性を説明
- バトンを渡すより、同じ場面を共有
- 事前の打合せと根回し
- 相手にとって必要な情報を(提供データ・法制度・財政根拠・事業効果など)

### 3) 制度やサービスを活用する意義

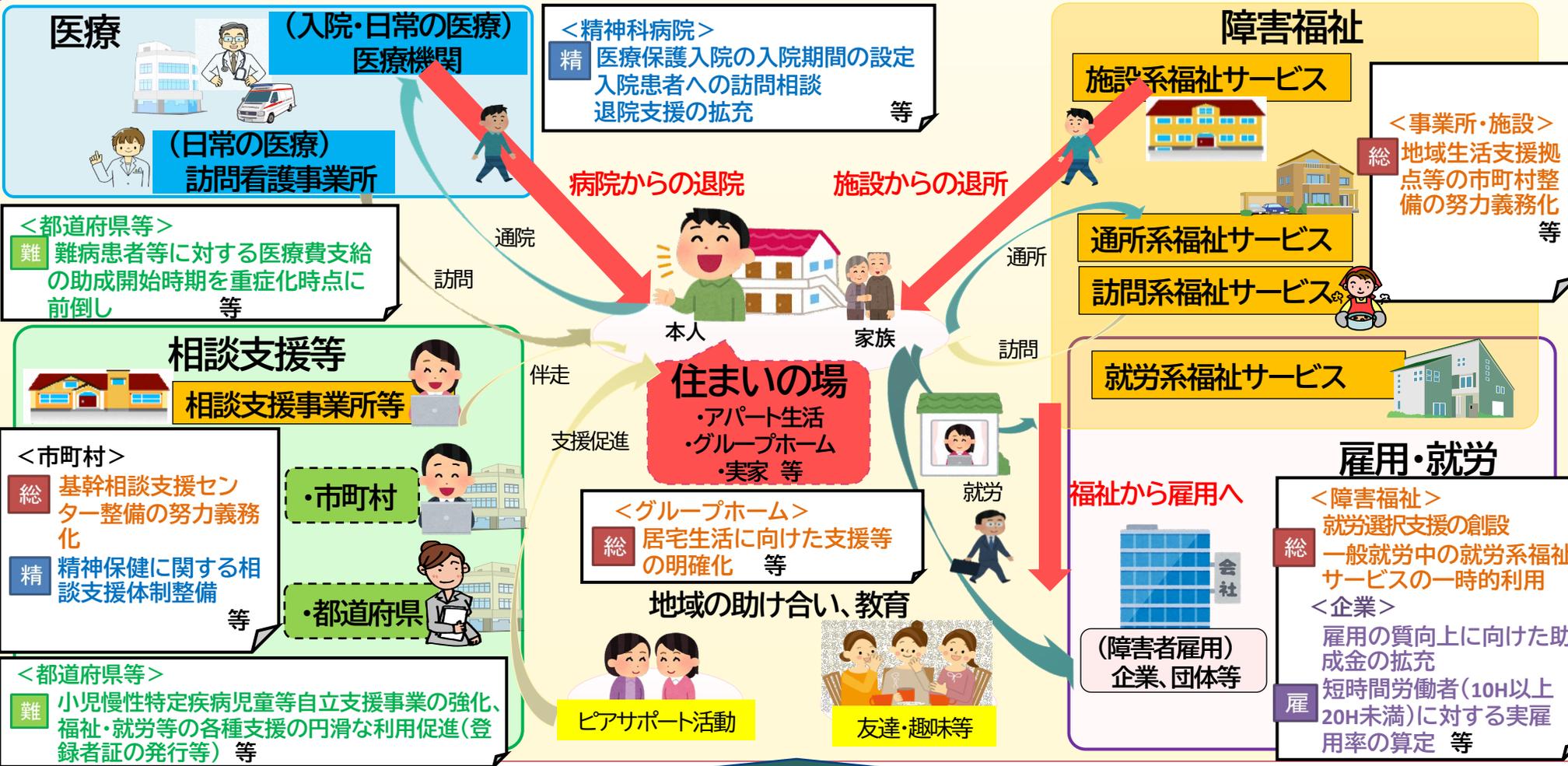
---

## 1-3)制度やサービスを活用する意義

- 精神障害のある人の特徴に配慮した支援の必要性。
- 制度やサービスありきではなく、多様な精神疾患、多様化している本人のニーズに対応していくことの大切さ。
- 制度やサービスを活用する際、連携することは大切だが、だれのための連携なのかを意識する。

# 障害者や難病患者等が安心して暮らし続けることができる地域共生社会(イメージ)

- 障害者や難病患者等が地域や職場で生きがい・役割を持ち、医療、福祉、雇用等の各分野の支援を受けながら、その人らしく安心して暮らすことができる体制の構築を目指す。このため、本人の希望に応じて、
    - ・施設や病院からの地域移行、その人らしい居宅生活に向けた支援の充実 (障害者総合支援法関係、精神保健福祉法関係、難病法・児童福祉法関係) 総 精 難
    - ・福祉や雇用が連携した支援、障害者雇用の質の向上 (障害者総合支援法関係、障害者雇用促進法関係) 総 雇
    - ・調査・研究の強化やサービス等の質の確保・向上のためのデータベースの整備 (難病法・児童福祉法関係、障害者総合支援法関係) 難 総
- 等を推進する。



## 基盤整備

<国> データベースの整備 難 総

# 関係機関の機能と働く専門職種の役割

- 1) 精神保健医療福祉に係る行政機関
- 2) 精神保健医療に係る医療機関
- 3) 相談支援及び障害福祉に係る関係機関
- 4) 母子保健、児童福祉及び高齢者福祉に係る  
関係機関
- 5) その他支援機関等

# 参考文献・資料

---

- 厚生労働省『「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に係る検討会」報告書』2019.  
([https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000152029\\_00003.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000152029_00003.html))
- 野口正行『精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築に関する研究(分担研究報告書)』藤井千代(研究代表),『地域精神保健医療福祉体制の機能強化を推進する政策研究』2022.  
(<https://mhlw-grants.niph.go.jp/project/157792>)

ご視聴ありがとうございました。

---

続いて、

【講義2】精神保健医療福祉に係る行政機関  
の動画をご覧ください。